

「間接占有による高圧受電設備所有権保有通知書」について（令和4年4月28日）

令和4年4月11日すぎから破産管財人に対して、高圧受電設備の所有権を主張する方から「間接占有による高圧受電設備所有権保有通知書」と題する書面が送付されております。

これについての破産管財人の見解は下記のとおりです。

記

高圧受電設備売買契約書、高圧受電設備賃貸借契約書等は同時に締結されており、その売買、賃貸借という法的形式にかかわらず、資金調達のためのセールスアンドリースバック取引であり、総合電商への投資として実質は貸付金で、買主は高圧受電設備の所有権を取得しません。

さらにまた、仮りに売買契約書により有効に所有権を取得したとしても、高圧受電設備は設置先の事業者が直接占有しているもので、総合電商は間接占有者であり、買主は民法第183条の占有改定により引渡を得ることはできず、所有権を破産管財人を含む第三者に対抗（主張）することができません。

なお、当職の調査では（調査続行中、調査の正しさは保証できません）、売買契約書の対象となっているキュービクルは、いずれも他に売買契約書が締結されているもの（多重譲渡）が多いようです。

以上